

# 島田市教育委員会定例会議案

議案第1号

教育委員会に関する事務の点検・評価報告書について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項に規定する報告書を別冊のとおり定める。

平成29年1月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

議案第2号

平成29年度学校教育課の方針・施策について

平成29年度学校教育課の方針・施策を次のとおり定める。

平成29年1月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

# 学 校 教 育 課

## 1 基本方針

各学校が小中の連携の下、「個に焦点を当てた教育」と「地域や保護者から信頼される学校づくり」を通して、「豊かな心、確かな学力、健康な体」を身に付けた子供の育成をめざします。

## 2 基本施策

### (1) 「豊かな心」の育成に向けた施策

教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、日常の学校生活の全ての教育活動において根気強く努力する経験、困難に立ち向かう場を大切にします。「豊かな心を育てる」ことを重点とし、「思いやりの心」「感動する心」「強い心」をもった子供を育成します。

ア 「人に役立つ行動」のできる力や、人やものを思いやる心を育て、子供たちの自己肯定感を高めていきます。また、子供の頑張りや向上的変容を見出し、価値付けていきます。

○人に役立った活動等をまとめた作文の募集

○青少年赤十字（JRC）活動の位置づけ

イ 文化体験、自然体験、福祉体験、スポーツ体験等の様々な体験活動をとおり、コミュニケーション力を高め、頑張った経験を積み重ね、やればできるという自信を実感させる教育を進めます。喜びを共有する機会を増やし、「感動する心」、「認め合う心」、「強い心」をもった子供を育てます。また、地域の豊かな教育力を積極的に活用し、子供の体験や学びの機会を増やします。

○子供の夢や地域愛を育む教育活動を推進するための「夢育・地育（ゆめいく・ちいく）推進事業」の実施

○「夢育・地育」の市指定研究を初倉中学校区（初倉中・初倉小・初倉南小・湯日小）で推進

・グローバルな視点をもったコミュニケーション能力の育成

・地域資源（人、もの、こと）の活用と連携

・小中学校が連携した教育の推進

○自立した大人になるための資質や適切な進路選択をする力を育むキャリア教育の充実

○豊かな自然の中での体験活動の提供

・伊久美小学校を拠点とした「サタデーオープンスクール」「サマーオープンスクール」の実施（指導員2人配置）

・伊久美小学校への移動教室の実施（市内小学校4校）

○劇団四季「こころの劇場」公演の実施（市内全小学校5年生対象）

○小学校陸上記録会・音楽発表会、中学校音楽交流会への支援

ウ 情緒を味わい、立ち居振る舞いや礼儀作法を学ぶ「和文化教育」を進め、態度やマナー、頑張りぬく力をもった子供を育てます。また、地域愛を育みます。

○和文化教育担当者会を中心とした「和文化教育」の推進

- ・地域や和文化のよさにふれる活動の位置づけ
- ・和文化教育教材集の活用
- ・礼儀の基本「挨拶・返事・きれいな言葉遣い」の日常化
- ・一校一和文化的活動の推進

エ 道徳教育の充実を図ります。

○平成28・29年度文部科学省指定研究を六合中学校区（六合中・六合小・六合東小）で推進

- ・静西教育事務所と連携し、研究支援
- ・市内への研究成果の発信

オ 教員と児童生徒との信頼関係を醸成する中で、個にきめ細かく対応する生徒指導の充実を図ります。

○いじめにつながる事案の認知力向上と迅速な対応

- ・いじめ問題対策連絡協議会等の開催

○小中連携による生徒指導体制充実のために生徒指導主事・主任研修会の実施

○不登校及び悩みや不安を抱える子供への支援並びに生徒指導上問題のある児童生徒への指導・支援及び教育環境づくりを行う学校教育支援員の配置

○学校教育支援員の指導力向上をめざす学校教育支援員研修会の実施

カ 教育センターの機能の充実を図ります。

○悩みをもつ保護者・子供・教職員のための教育相談員の配置

○不登校の子供の学校復帰を目指す適応指導教室「チャレンジ教室」指導員の配置

○発達障害のある子供及びその保護者への支援のための特別支援教育士の配置、特別支援教育室「たんぽぽ」の充実

○学校関係・専門機関・家庭を結んだ子供や保護者の支援を行う「スクールソーシャルワーカー」の配置と拡充

○不登校の子供をもつ保護者の会「わかあゆの会」の実施（年4回）

キ 「島田市子ども読書活動推進計画（第三次計画）」に基づき、子供の豊かな心を育て、好ましい読書習慣を形成し、確かな学力等を育むために、「読書センター」「学習センター」「情報センター」の機能の充実を図ります。

○読書活動の充実

- ・読書活動及び学校図書館を活用した学習活動の充実
- ・家庭での読書の推奨

- 学校図書館を推進・支援する人的な体制の充実
  - ・学校図書館支援員の配置促進
- 学校図書館環境の充実
  - ・学校図書館・校内の環境整備及び学校間、市立図書館との連携

## (2) 「確かな学力」の育成に向けた施策

ア 「個に焦点を当てた授業」を推進することにより、子供の学習意欲の向上及び学び方や基礎・基本の確実な習得を図り、表現力、思考力、判断力を伸ばします。

また、小集団学習などを活用し、主体的・対話的な学習により、考えを深める授業をめざします。

そして、子供自身で学習評価をする機会を設けて、学習の定着を図ります。

- 教育方法研究委員会による「個に焦点を当てた授業」の研究推進・研修主任、教科等指導員、研究指定校との連携による研究成果の共有

- 各学校への授業支援

- ・静西教育事務所地域支援課指導主事、市教委指導主事との合同訪問

- ・教科等指導リーダー研修会の実施（教科等指導リーダー、静岡大学附属島田中学校研究協力等）

イ 個に焦点を当てた学習指導の充実を図ります。

- 学力向上委員会の設置

- ・全国学力・学習状況調査の分析と授業改善への提言

- 基礎学力の向上を図るために児童生徒への支援を行う学校教育支援員の配置

- 外国籍児童生徒への日本語指導・学習指導を行う「外国人児童生徒指導員」の配置

- 家庭学習の定着

ウ インクルーシブ教育システム構築のための「特別支援教育」の充実を図ります。

- 教育のユニバーサルデザイン化の推進と合理的配慮の充実

- 各学校における困り感がある児童生徒を支援する学校教育支援員・特別支援教育指導員の配置

- 特別支援教育の理解を図り、学校内や関係機関との連携・連絡調整を行うための特別支援教育コーディネーター研修会（特別支援教育研修会）の実施

- 各学校への巡回相談を行う「臨床発達心理士派遣事業」の実施

- 大学教授及び臨床発達心理士等による「特別支援教育専門家会議」の実施

- 島田第一小学校の「通級指導教室」の拡充と個別指導の充実
- 教育センターと連携し、児童生徒や保護者への教育支援活動
- エ 外国語教育の充実を図ります。
  - 学習指導要領の改正により平成32年度に完全実施される小学校5・6年生の外国語の教科化、小学校3・4年生の外国語活動の実施に向けて、コミュニケーション能力の素地を身に付けた子供の育成と、教職員の指導力向上をめざした「小学校外国語活動支援事業」の実施
    - ・外国語・外国語活動担当者研修会の実施
    - ・外国語活動支援員の配置
    - ・初倉中学校区に専属のALTを配置
  - 中学校における外国語教育の充実
    - ・ALTによる学校巡回指導
- オ ICTを活用した授業を推進し、学び方や学習意欲の向上を図るとともに、情報モラルを身に付けた子供を育てます。
  - 校務支援システム導入と活用状況の把握
  - 情報教育推進委員会によるICT活用の推進
    - ・公用パソコン、電子黒板、大型液晶テレビ、タブレット等の活用
    - ・コンピュータ室の積極的な活用
    - ・情報モラル教育の指導計画作成と指導
    - ・「島田市教職員情報安全対策基準」による情報管理とその見直し
- カ 放射線教育を行い、放射線に対する正しい理解を図ります。
  - 小学校高学年及び中学校の理科学習において、放射線教育を実施
  - 放射線教育充実のための学習会を開催

### (3) 「健康な体」の育成に向けた施策

- ア 各学校において、体育の授業、外遊びなどに工夫と改善を加え、子供の体力向上を図ります。
  - 児童生徒の体位・体力の把握（新体力テストの実施）と授業改善
  - 中体連活動への支援
  - 中学校部活動充実のための「部活動指導員派遣事業」の実施
  - 中学校保健体育における安全指導の充実
- イ 保健学習の充実と関係機関との連携により、子供の健康の自己管理能力を育てます。
  - 性教育、薬学講座の実施
  - 学校保健会、医師会との連携による健康診断や各種検査の実施
  - 学校保健研修会の実施
- ウ 「島田市食育推進計画」に基づき、食育指導の推進を図り、食に関する知識や食への感謝の心を持ち、望ましい食習慣を身に付けた子供を育てます。

- 食育年間指導計画に沿った実践の把握
  - ・食育の指導目標や指導内容について共通理解を図る食育推進委員会・食育担当者会の実施
  - ・各学校において、給食を残さない運動「食べ切りメニュー」「頑張りメニュー」等の実施
- 学校での食育指導への栄養教諭・学校栄養職員の派遣

#### (4) 信頼される学校づくりに向けた施策

ア 安全で安心な学校生活を送ることをめざし、いじめ防止をはじめ、防災教育や防災管理、防災に関する組織など学校安全の強化を図ります。

- いじめのない学校づくりの推進
  - ・定期的な調査
  - ・いじめを認知し、迅速な対応
  - ・外部機関との連携
  - ・いじめ問題対策連絡協議会の開催
- 学校における防災教育の推進
  - ・防災に対して主体的な姿勢を醸成する防災教育・防災訓練の実施
  - ・DIGの実施
  - ・学校防災計画の改善
  - ・学校防災推進委員会の実施
  - ・「ふじのくにジュニア防災士」への取組の推進

○地域と連携した防災体制の強化

イ 安全点検の徹底を図るとともに、危機管理マニュアルを見直し、学校事故の防止に努めます。

- 学校における月1回の安全点検の実施
- 学校における薬品管理（理科・保健）の徹底と管理簿の作成
- 救急救命法の講習会（AEDの活用・食物アレルギーへの対応）の実施

ウ P T Aや地域と連携した防犯体制の充実に努めます。

- 市内各小中学校、高等学校、園への不審者情報の発信
- 「こどもをまもる110番の家」の活用

エ 開かれた学校をめざし、情報の発信に努めるとともに、適正な情報管理・使用を進めます。

- ホームページを中心とした日常的な教育活動の発信

オ 教職員の資質・能力の向上を図り、「頼もしい教職員」の育成に努めます。

- 教職員の育成のための研修会の実施
  - ・初任者研修会、2年次研修会、3年次研修会、10年経験者研修会



- ・ 5年未満教員研修の実施(各教科等指導リーダーと市教委指導主事による計画的な訪問指導)
- 企画・運営力を育成する研修会の実施
  - ・ 主幹教諭及び教務主任研修会、研修主任研修会
- 新たな教育課題や職種に対応した研修会の実施
  - ・ 道徳教育担当者研修会      ・ 特別支援教育研修会
  - ・ 事務職員研修会              ・ 学校保健研修会
  - ・ 食育担当者研修会            ・ 司書教諭・学校図書館担当者研修会
- 信用失墜行為の根絶に向けた意図的・計画的な指導の徹底
  - ・ 校長会・教頭会における不祥事根絶研修の実施
- 教職員の教育研究に対する称揚
  - ・ 教育研究論文の募集・論文発表会の開催
- カ 小規模特認校制度(伊久美小学校)の活用と啓発に努めます。
  - 小規模特認校制度の趣旨と成果を広報する説明会の実施
- キ 「島田市立小学校及び中学校の在り方検討委員会」からの提言を受けて「教育環境適正化検討委員会」を立ち上げ、適正な教育環境について協議・検討を行います。
- ク 地域との更なる連携を視野に学校評議員の充実を図ります。
  - 地域との連携を担う市民の参加
- ケ 幼稚園・保育園・こども園との連携を図ります。
  - 就学支援委員や市教委指導主事による就学支援のための園訪問
  - 異校種間連携を推進するための保幼小合同小学校合同研修会の実施
  - 関係機関と連携し、幼児教育の推進に向けて検討する。

議案第3号

学校医の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第3項の規定に基づき、学校医を次のとおり委嘱する。

平成29年1月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

- 1 委嘱年月日  
議決の日
- 2 委嘱期間  
委嘱の日から平成30年3月31日まで
- 3 学校医の氏名等

学校名	氏名
金谷小学校 五和小学校 川根小学校 金谷中学校 川根中学校	かわごえ なおあき 川越 直顕

- 4 選任事由  
金谷小学校、五和小学校、川根小学校、金谷中学校、川根中学校の学校医（眼科医）の委嘱期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までとなっています。  
これまで委嘱していた学校医が平成28年12月31日で辞任し、榛原医師会から新たな学校医の推薦があったため、前任者の残任期間について委嘱するものです。

## 議案第4号

### 島田市県費負担教職員の退職管理に関する規則の制定について

島田市県費負担教職員の退職管理に関する規則を次のとおり定める。

平成29年1月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

#### 島田市県費負担教職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条第1項において読み替えられる地方公務員法（昭和25年法律第261号。次条第1項において「法」という。）第38条の2第6項第6号の規定に基づき、島田市立の小学校及び中学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員の退職管理について必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第2条 法第38条の2第6項第6号の承認（次項において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者（法第38条の2第1項に規定する再就職者をいう。）は、再就職者による依頼等の承認申請書（別記様式）を島田市教育委員会に提出しなければならない。

2 島田市教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、依頼等の承認又は不承認を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

島田市教育委員会

住所  
申請者  
氏名



地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定による承認を得たいので、次のとおり申請します。

1 勤務先

名 称			
所 在 地			
電 話 番 号		F A X 番 号	
勤務先における 地位（役職等）			
業 務 内 容			

2 離職時及び離職前の状況

離職日	年	月	日	離職時の職	
離職前5年間の 在職状況等	所属及び職名		在職期間		職務内容
	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
	自	年	月	日	
至	年	月	日		

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない

#### 4 要求又は依頼の対象となる役職員

所 属	
職 名	
氏 名	
職務内容	

#### 5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

<input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道水の供給を受ける契約に関する職務に関するもの
<input type="checkbox"/> その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの (職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度)
<input type="checkbox"/> 上記の2項目のいずれにも該当しないもの

#### 6 要求又は依頼の具体的な内容

--

#### 7 その他参考事項

--

(注)

- 1 「2 離職時及び離職前の状況」は、申請者が地方公務員法第38条の2第4項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。
- 2 「3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係」及び「5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容」は、該当する□にレ印を記入すること。

島田市教育環境適正化検討委員会規則の制定について

島田市教育環境適正化検討委員会規則を次のとおり定める。

平成29年1月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

島田市教育環境適正化検討委員会規則

(設置)

第1条 平成27年島田市教育委員会告示第11号に基づき設置された島田市立小学校及び中学校の在り方検討委員会における調査及び検討を踏まえ、島田市立の小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）における教育効果を高めるための適正な教育環境について調査及び検討するため、島田市教育環境適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、小中学校における次に掲げる事項について調査及び検討する。

- (1) 望ましい教育環境の実現を図るために必要な事項に関すること。
- (2) 学校施設の適正化に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育環境の適正化に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから島田市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小中学校の児童又は生徒の保護者の代表者
- (3) 小中学校の教職員の代表者
- (4) 地域住民の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、島田市教育委員会が必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該調査及び検討の結果を島田市教育委員会に報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長は、委員会の会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第6号

島田市立小学校及び中学校の在り方検討委員会要綱の廃止について

島田市立小学校及び中学校の在り方検討委員会要綱（平成27年島田市教育委員会告示第11号）は、廃止する。

平成29年1月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦



議案第7号

島田市立学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則について

島田市立学校給食センター運営委員会規則（平成17年島田市教育委員会規則第30号）の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年1月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

島田市立学校給食センター運営委員会規則（平成17年島田市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第6条に次の1項加える。

4 運営委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

対 照 表

新 旧 条 文

例規名 島田市立学校給食センター運営委員会規則

新 条 文	旧 条 文
<p>(組織) 第3条 省略 2 委員は、次に掲げる者のうちから島田市教育委員会（以下「教育委員会」とい う。）が委嘱し、又は任命する。 (1) } 省略 (3) (4) } 省略 (6) (会議) 第6条 省略 2 省略 3 省略 4 運営委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くこ とができる。</p>	<p>(組織) 第3条 省略 2 委員は、次に掲げる者のうちから島田市教育委員会（以下「教育委員会」とい う。）が委嘱し、又は任命する。 (1) } 省略 (3) (4) 市立小学校又は中学校の学校医 (5) } 省略 (7) (会議) 第6条 省略 2 省略 3 省略</p>

旧 条 文	新 条 文
<p>(組織) 第3条 省略 2 委員は、次に掲げる者のうちから島田市教育委員会（以下「教育委員会」とい う。）が委嘱し、又は任命する。 (1) } 省略 (3) (4) 市立小学校又は中学校の学校医 (5) } 省略 (7) (会議) 第6条 省略 2 省略 3 省略</p>	<p>(組織) 第3条 省略 2 委員は、次に掲げる者のうちから島田市教育委員会（以下「教育委員会」とい う。）が委嘱し、又は任命する。 (1) } 省略 (3) (4) 市立小学校又は中学校の学校医 (5) } 省略 (7) (会議) 第6条 省略 2 省略 3 省略</p>

# 協 議 事 項

『島田宿大井川川越遺跡整備基本構想』のパブリック・コメントの実施について

『島田宿大井川川越遺跡整備基本構想』のパブリック・コメントの実施について、次のとおり協議します。

1 目的

国の史跡である島田宿大井川川越遺跡の適正かつ持続可能な保存管理を行うとともに、諸問題を解消して周辺住民の生活環境の向上を図り、地域の活性化や文化的観光資源としての遺跡の活用に資する整備を進めるため整備基本構想を策定する。

2 基本理念

東海道最大の難所「大井川の川越遺跡」を守り継ぎ、そこに住む人にも訪れる人にも心地良い史跡のまちづくり。

3 構想の目次

第1章 整備基本構想の目的と構想策定に至る経緯

- 第1節 構想策定に至る経緯
- 第2節 構想策定の目的
- 第3節 構想の位置付け
- 第4節 委員会の設置とその経過
- 第5節 構想策定の対象範囲

第2章 史跡の概要

- 第1節 島田市の概要
- 第2節 史跡指定の状況
- 第3節 史跡の価値

第3章 整備の基本理念と基本方針

- 第1節 整備に向けた課題

第2節 基本理念

第3節 整備の基本方針

第4章 基本構想

- 第1節 遺跡の地区区分（ゾーン区分）とネットワーク
- 第2節 ゾーン別整備構想
- 第3節 ネットワーク整備構想
- 第4節 利活用の構想
- 第5節 運営および体制整備

第5章 事業化に向けた課題の整理

第6章 整備スケジュール

資料編

【主な整備内容】

川会所の移築復元、立合宿の復元、イベント・体験活動の充実、博物館常設展示のリニューアル検討、修景整備、道路交通整備の検討、大井川河川敷への物販施設設置の検討、民有地の民間活用の促進、案内・説明看板等の充実など。

4 今後のスケジュール

平成29年1月25日 教育委員会定例会

27日 地元説明会

2月8日 パブリック・コメント 開始

3月10日 パブリック・コメント 終了  
17日 第4回整備基本構想策定委員会・幹事会  
24日 パブリック・コメント回答  
下旬 教育委員会定例会 議案提出

5 参考資料 『島田宿大井川川越遺跡整備基本構想』〈概要版〉

島田市川根文化センター条例の一部を改正する条例について

島田市川根文化センター条例の一部を改正する条例について、市議会2月定例会に提案するので、次のとおり協議します。

島田市川根文化センター条例の一部を改正する条例

島田市川根文化センター条例（平成20年島田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表3の表視聴覚室の項の次に次のように加える。

多目的室	55人	890円	890円	1,060円	2,550円
------	-----	------	------	--------	--------

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

新 旧 条 文

例規名 島田市川根文化センター条例

新 条 文		旧 条 文	
別表 (第14条関係)			
1	ホール利用料	省略	
備考 省略			
2	ホール及び舞台冷暖房利用料	省略	
備考 省略			
3	ミニホール等利用料	省略	
備考 省略			
別表 (第14条関係)			
1	ホール利用料	省略	
備考 省略			
2	ホール及び舞台冷暖房利用料	省略	
備考 省略			
3	ミニホール等利用料	省略	
備考 省略			

対 照 表

新 条 文		旧 条 文	
別表 (第14条関係)			
1	ホール利用料	省略	
備考 省略			
2	ホール及び舞台冷暖房利用料	省略	
備考 省略			
3	ミニホール等利用料	省略	
備考 省略			
別表 (第14条関係)			
1	ホール利用料	省略	
備考 省略			
2	ホール及び舞台冷暖房利用料	省略	
備考 省略			
3	ミニホール等利用料	省略	
備考 省略			

次回教育委員会定例会における  
協議事項の集約



# 報 告 事 項

平成 28 年 12 月分の生徒指導について

平成 28 年 12 月分の生徒指導について、別紙のとおり報告します。

## 平成29年島田市成人式の出席状況について

平成29年島田市成人式の出席状況について次のとおり報告します。

## 平成29年島田市成人式出席状況（1月8日）

## 新成人出席状況

	平成29年			
	性別	対象者数（人）	出席者数（人）	出席率
島田市全体	男	536	398	74.3%
	女	512	374	73.0%
	合計	1,048	772	73.7%

## 各中学校区内訳

第一中学校区	男	99	85	85.9%
	女	95	66	69.5%
	合計	194	151	77.8%
第二中学校区	男	113	83	73.5%
	女	124	93	75.0%
	合計	237	176	74.3%
六合中学校区	男	90	56	62.2%
	女	70	50	71.4%
	合計	160	106	66.3%
北 中学校区	男	28	11	39.3%
	女	32	25	78.1%
	合計	60	36	60.0%
初倉中学校区	男	74	59	79.7%
	女	63	44	69.8%
	合計	137	103	75.2%
金谷中学校区	男	110	79	71.8%
	女	105	70	66.7%
	合計	215	149	69.3%
川根中学校区	男	22	12	54.5%
	女	23	12	52.2%
	合計	45	24	53.3%
附属中・私立中	男	-	13	
	女	-	14	
	合計	-	27	

## 【参考】 平成28年島田市成人式状況

島田市全体	合計	対象者数（人）	出席者数（人）	出席率
		1,015	745	73.4%